

養介護施設等における虐待と身体的拘束等について

身体的拘束は、原則として全て高齢者虐待に該当する行為です。利用者本人もしくは他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合（※）を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は禁止されています。

※緊急やむを得ない場合の3要件（全て満たすことが必要）

- 切迫性：利用者本人もしくは他の利用者等の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

●留意事項

身体的拘束等の適正化を図るため、基準省令において事業者は以下の措置を講じなければならないこととされています。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

なお、上記の基準を満たさない場合、サービスによっては身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算することが規定されています。

※入院時に身体的拘束等が実施されていたとしても、退院し入所後に身体的拘束等を行う必要性については、施設として改めて検討する必要があります。